

議案第 6 9 号

市道路線の認定について

下記の市道路線を認定するため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 12 日提出

市川市長 田 中 甲

記

| 整理 番号 | 路線名 | 起 点 | 重要な経過地 |
|----------|-----------|----------------|--------|
| | | 終 点 | |
| 1 | 市道 0133 号 | 田尻五丁目 14 番地先 | |
| | | 田尻五丁目 531 番地先 | |
| 2 | 市道 0134 号 | 田尻五丁目 9 番地先 | |
| | | 稻荷木二丁目 510 番地先 | |
| 3 | 市道 6162 号 | 田尻二丁目 213 番地先 | |
| | | 田尻二丁目 213 番地先 | |

理　　由

千葉県は、国道298号と一般県道船橋行徳線の交差部の整備が完了し、道路施設が首都国道事務所より移管されることに合わせて、市川市が一般県道船橋行徳線の一部を市道として認定した後、廃道する計画としている。

今回、交差部の整備が完了したため、一般県道船橋行徳線の一部を市道として認定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第69号の参考図

